

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 新設	(新設)	<p>第7節 さくらのセキュアモバイルコネクト（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）</p> <p>第21条（本オプションサービスの内容）</p> <p>1. 本オプションサービスは、SIMをデバイスに組み込み、モバイルゲートウェイとスイッチを利用することによって本基本サービスを含む当社の提供する他のサービスまで閉域網での通信（利用者の設定によりインターネット通信も可能）を可能にするサービスです。</p> <p>2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブサイト（以下本節において「本オプションサービスページ」といいます）において定めるものとし、</p> <p>i. 本基本サービスのコントロールパネル（以下「コントロールパネル」という）における統合管理機能</p> <p>ii. 無線閉域網通信機能</p> <p>iii. インターネット通信機能</p> <p>3. 当社は、本オプションサービスのオプションサービス（以下、本節において「サブオプションサービス」といいます）として、次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスページに定めるものとし、</p> <p>i. IPアドレス指定機能</p> <p>ii. カスタムDNS機能</p> <p>iii. 端末ロック機能</p> <p>iv. 前三号の他、当社が別途定める機能</p> <p>4. サブオプションサービスの利用条件は、本オプションサービスページにおいて当社が定めるものとし、当該サブオプションサービスの利用者は、当該利用条件に同意のうえ当該サブオプションサービスを利用するものとし、</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第22条（本オプションサービスの構成）</p> <p>1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、コントロールパネルに登録したSIMを、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです（この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます）。これらの登録、作成、接続または電源管理（以下総称して、「利用管理」といいます）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。</p> <p>2. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能の利用には、本基本サービスの種類のうち「スイッチ」を別途契約いただく必要があります。スイッチの契約状況によっては、閉域網通信利用可能状態を確立できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。</p> <p>3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、コントロールパネルに登録したSIMを、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです（この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます）。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第23条（用語の定義）</p> <p>1. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものであって、本オプションサービス向けに当社が発行するものを含みます。</p> <p>2. 「デバイス」とは、利用者が、SIMを電子機器等に接続する場合の当該電子機器等をいいます。</p> <p>3. 「モバイルゲートウェイ」とは、デバイスと利用者が指定したネットワーク間の通信を3GPPおよびその他の制御方法に基づき媒介し、閉域で通信するためのゲートウェイをいいます。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第24条（利用契約の成立）</p> <p>1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントによりSIMがコントロールパネルにおいて登録（以下、「SIM登録」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとし、</p> <p>2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、「法人等」といいます）がその営業のためにまたはその営業として利用する場合（以下、「営業用途」といいます）、または営利を目的としない法人等が事業のためにまたは事業として利用する場合（以下、「事業用途」といいます）にのみ申込み（SIM登録またはモバイルゲートウェイ作成を行う）ことができるものとし、当社と利用者は、当該申込みが営業用途または事業用途であると相互にみなすものとし、</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第25条（利用料金）</p> <p>1. 本オプションサービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本オプションサービスページで定めるものとし、なお、閉域網通信利用可能状態またはインターネット通信利用可能状態にない場合においても料金は発生するものとし、</p> <p>i. SIM基本利用料</p> <p>ii. データ通信料</p> <p>iii. モバイルゲートウェイ利用料</p> <p>iv. サブオプションサービス利用料</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第26条（SIM基本利用料）</p> <p>1. SIM基本利用料は登録するSIM1枚ごとに発生するものとし、</p> <p>2. SIM基本利用料は、SIM登録時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからSIMが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、SIM登録日の属する月および当該SIMの登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとし、</p> <p>3. 同一月に同一のSIMを複数回登録した場合（前月以前から継続して登録していたSIMを、コントロールパネルから削除した月内に再度登録した場合を含みます。）においては、各々の登録について当該月のSIM基本利用料が発生するものとし、</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第27条（データ通信料）</p> <p>1. データ通信料は、コントロールパネルに登録されたSIMを利用した、毎月1日から末日までの通信（無線閉域網通信またはインターネット通信）に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIMを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第28条（モバイルゲートウェイ利用料）</p> <p>1. モバイルゲートウェイ利用料は、作成するモバイルゲートウェイ1個ごとに発生するものとし、</p> <p>2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとし、</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第29条（サブオプションサービス利用料）</p> <p>1. サブオプションサービス利用料は、当該サブオプションサービスごとに定める利用条件に従い発生するものとし、利用者は、当社に対し、当該利用条件に従いサブオプションサービス利用料を支払うものとし、</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第30条（連携先システムの利用契約）</p> <p>1. 利用者は、サブオプションサービスの利用に、第三者が提供する本オプションサービス外のシステム（以下、「連携先システム」といいます）を利用する場合、利用者自身の負担と責任において、その利用に必要な連携先システムの利用に関する契約（以下、「連携先契約」といいます）を、当該連携先システムの提供元と締結するものとし、利用者は、本オプションサービスと連携先システムとの連携を行うにあたり、連携先契約を遵守する義務を負います。当社は、利用者による連携先システムの利用について一切関知せず、連携先契約の内容および締結に関する一切の確認義務を負わないものとし、連携先システムの利用により</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクトについて、条文を追加いたします。

		<p>生じた結果につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該利用により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。</p> <p>2. 本約款および基本約款と、連携先契約との間に矛盾または抵触する規定がある場合、利用者とは当該連携先システムの提供元との間の関係においては、連携先契約の規定が優先して適用されるものとします。</p>	
新設	(新設)	<p>第31条 (通信可能区域、通信速度、データの消失等)</p> <p>1. 本オプションサービスにおいて、SIMを用いて通信を行える区域は、本オプションサービスページで定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。</p> <p>2. 本オプションサービスにおいて、SIMを用いて通信を行える時間帯に制限はありませんが、通信回線または本オプションサービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信が行えない場合があります。</p> <p>3. 利用者は、本オプションサービスにおける通信速度は、接続状況、利用機器等、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを了承するものとし、当社は、本サービスにおける通信速度について、利用者に対し、いかなる保証も行わないものとします。</p> <p>4. 利用者は、電波状況等により、本オプションサービスを利用して送受信された利用者データ、その他の情報等が破損または消失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第32条 (SIMの管理)</p> <p>1. 本オプションサービスで利用可能なSIMは当社が発行するものに限り、なお、本オプションサービスにはSIMは付属しません。利用者は別途、自らの費用負担において当社よりSIMの貸与を受け、本約款および当社が別途定める「さくらのセキュアモバイルコネクタSIM利用約款」にしたがって利用するものとします。</p> <p>2. 利用者は、各SIMに割り当てられたICCIDおよびPASSCODEにつき、自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果(ICCIDおよびPASSCODEを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ)につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。</p> <p>3. 各SIMには暗証番号(以下、「PIN」といいます)が設定されています。利用者は、当該SIMをデバイスに接続する際にPINの入力を要するよう、デバイスから設定することができます(この設定がされた状態を以下、「PINロック有効状態」といいます)。なお、PINロック有効状態において、当社が別途定める回数以内に正しいPINを入力しなかった場合、当該SIMは一時的に利用できない状態となります(この状態を以下、「SIMロック状態」といいます)。</p> <p>4. 前項に定めるSIMロック状態を解除するには、当社がSIMごとに別途定めるSIMロック状態解除用番号(以下、「PUK」といいます)を、デバイスから入力しなければなりません。なお、当社が別途定める回数以内に正しいPUKを入力しなかった場合、当該SIMは以後一切利用できなくなります。なお、この場合において当社は一切の責を負わず、当該SIMの交換、返金を含め一切の対応をしません。</p> <p>5. 前二項によりSIMが利用できない状態になった場合においても、利用者が当該SIMをコントロールパネルから削除しない限り、SIM基本利用料は発生するものとします。</p> <p>6. 利用者は、PINおよびPUKを自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果(PINまたはPUKを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ)につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第33条 (インターネット設定)</p> <p>1. 利用者は、インターネットの有効または無効の設定を、自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果につき当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第34条 (デバイス)</p> <p>1. SIMを用いて通信を行うためには、SIMをデバイスに接続する必要があります。本オプションサービスにはデバイスは付属しません。利用者は別途、自らの費用負担においてデバイスを用意するものとします。</p> <p>2. デバイスとSIMとの組み合わせによっては、正常なSIMを利用した場合であっても通信が確立しない場合があります。この場合において当社は一切の責を負いません。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第35条 (知的財産権)</p> <p>1. 本オプションサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権およびノウハウ等の一切の権利は当社または当該権利を有する第三者(もしあれば)に帰属するものです。本約款、本サービスページ、本オプションサービスページまたは本サービスもしくは本オプションサービスの提供の過程における当社から利用者に対する情報の開示は、明示または黙示を問わず、いかなる意味においても、当社または第三者から利用者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、または譲渡を構成するものではありません。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第36条 (本オプションサービスの提供の中断)</p> <p>1. 基本約款第23条第1項各号に定める事由がある場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本オプションサービスの一部または全部の提供を中断することがあります。</p> <p>i. 技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合</p> <p>ii. 同一のセッション(データ通信を行うことができる利用者の回線の状態をいいます。)内に大量の通信があったことにより、本オプションサービスの正常な提供に支障が生じると当社が認めた場合</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第37条 (本オプションサービスの提供の中断等に関する免責)</p> <p>1. 当社は、基本約款第23条ないし第28条および本約款第36条の定めに基づきとった措置により利用者が被った損害について、基本約款に別段の定めがある場合または法令に反する場合を除き、賠償する責任を負いません。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第38条 (利用契約の自動更新および解約)</p> <p>1. 基本約款第29条第2項の定めにかかわらず、利用者が、契約終了日までに、登録している全てのSIMの登録を削除し、かつ、作成した全てのモバイルゲートウェイを削除しない限り(以下、全てのSIMとモバイルゲートウェイの削除を「全削除」といいます)、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。</p>	・新しくリリースするさくらのセキュアモバイルコネクタについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年6月29日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年1月25日より適用されます。</p>	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、平成30年1月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年2月1日より適用されます。</p>	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。